

2011年4月22日

全国信用金庫協会
会長 大前孝治 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木静雄

要 請 書

3月11日に発生した東日本大震災で、被災地はもとより日本経済全体の現状や先行きに、深刻な不安が広がっています。事業所や生産施設の被災や計画停電、部品・商品供給網の寸断などにより生産や消費が落ち込み、失業率も高水準を続けています。

工場や店をなくし債務だけを背負った被災企業、津波で家が流され住宅ローンだけが残った被災者などからは、罹災の実態に即した債務・ローンの返済猶予や低利融資のみならず、返済免除や無利子の融資制度の創設などを求める声も上がっています。政府も、債務者区分判定の緩和など金融検査マニュアル・監督指針の特例措置、100%保証の復興緊急保証の創設など対策を打ち出していますが、かつてない規模の被災状況の中で先例にとらわれない大胆かつ迅速な施策が求められています。

地域金融機関として、顧客・取引先の要望に可能な限り応えるとともに、行政の支援措置を求めていくことが必要になっています。

また、原発事故で「安全神話」は崩壊し、これまでのエネルギー政策の見直しも呼ばれています。

私たちは、社会的・公共的役割を担う金融機関が、一時的な節電にとどまらず恒常的な電力消費削減策に取り組むことが求められていると考えます。

金融の職場では、相変わらず投資信託などの金融リスク商品の目標（ノルマ）を課すような営業推進が続けられています。そのため、顧客のニーズより目標達成が優先されるような無理な販売につながり、苦情やトラブル、金融商品取引法に違反する事態も頻発しています。業界全体の信用失墜につながる問題であり、個別金庫（組合）の経営判断に任せず、業界として改善を図っていく必要があります。

コンプライアンスが強調されながら、賃金不払い残業などの労基法違反も依然として後を絶ちません。長時間労働や成果主義のもとで、うつ病など「心の病」に罹る労働者も増えており、実効あるメンタルヘルス対策が求められています。

金融労連は、2月5日～6日の2日間、仙台で第5回中央委員会を開催し、2011年春闘方針等を決定しました。この方針にもとづいて運動をすすめるにあたって、労働者の生活と権利を守り、信用金庫・信用組合が協同組織にふさわしい金融機関として、「地域経済の発展に努める」という社会的責任を果すことのぞむ立場から貴会に以下のとおり要請しますので、全ての会員金庫に周知・啓蒙していただくようお願い致します。

記

1. 中小企業金融の円滑化を図るとともに、東日本大震災の被災者・事業所への緊急融資や返済猶予など復興支援に努め、行政にもそれを可能とするような支援措置を要請すること。被災した信金については業界団体として支援策を講じること。
2. 被災した信金の労働者の雇用確保を業界としても支援すること。
3. 投資信託などの金融リスク商品の「目標（ノルマ）」を課しての推進が、無理な販売につながっており、業界全体として改めること。
4. 労働組合の春闘要求に誠実に応えるとともに、賃金不払い残業の根絶や、長時間過密労働のは正、休暇の取得促進、実効あるメンタルヘルス対策など、働きやすい職場づくりを進めること。
5. 電力消費削減のため、業界として営業時間やATM稼動時間の見直し、残業削減などを図ること。
6. 金融機関の12月30日休日化の実現に向けて、他の金融業界団体とともに関係当局に働きかけること。

以上